

バリアフリー法概要及びバリアフリー化の現状・整備目標

○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、高齢者、障害者等の円滑な移動 及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進。

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要）】

1. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

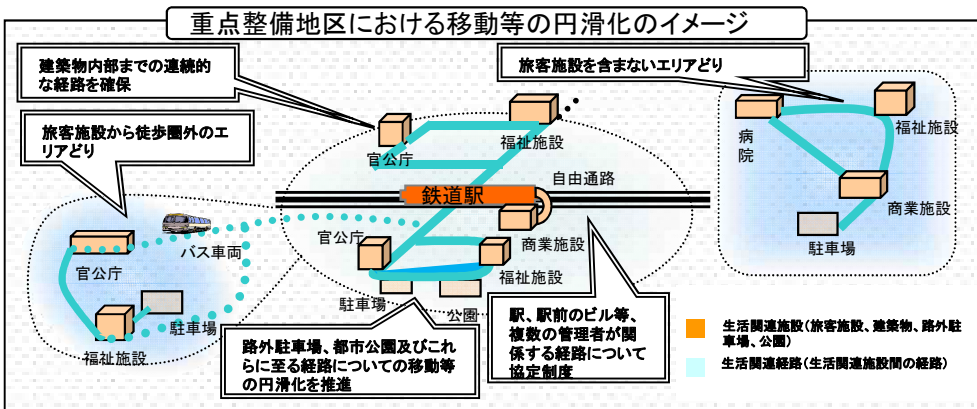
基本方針において各施設の整備目標を設定／移動等円滑化基準の適合義務／公共交通事業者等の職員に対する教育訓練の努力義務

旅客施設及び車両等 道路/路外駐車場 都市公園 建築物



2. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

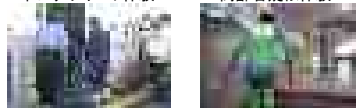
市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施



3. 心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等

●車いすサポート体験 ●高齢者疑似体験



【公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の現状及び整備目標】

		2015年度末 (現状)	2020年度末までの目標	
鉄軌道	鉄軌道駅	86%	3,000人/日以上を原則100%	
	ホームドア	65路線 665駅	約800駅	
	鉄軌道車両	65%	約70%	
バス	バスターミナル	90%	3,000人/日以上を原則100%	
	乗合 バス車両	ノンステップバス	50%	約70%
		リフト付きバス等	6%	約25%
船舶	旅客船ターミナル	100%	3,000人/日以上を原則100%	
	旅客船	37%	約50%	
航空	航空旅客ターミナル	86%	3,000人/日以上を原則100%	
	航空機	96%	約90%	
タクシー	福祉タクシー車両	15,026台	約28,000台	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	85%*	原則100%	
	移動等円滑化園路	49%*	約60%	
都市公園	駐車場	44%*	約60%	
	便所	34%*	約45%	
路外駐車場	特定路外駐車場	58%	約70%	
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック	55%*	約60%	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置している信号機等	98%*	原則100%	

※は2014年度末の数値

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」より抜粋

平成 29 年 2 月 20 日

ユニバーサルデザイン 2020

関係閣僚会議決定

Ⅲ. ユニバーサルデザインの街づくり

2. 具体的な取組

2) 全国各地において、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

平成 28 年 12 月で施行後 10 年が経過したバリアフリー法を含む関係施策について、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も入れつつ、平成 29 年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る。

「バリアフリー法及び関連施策の見直しの方向性について」

～国土交通省2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部バリアフリーワーキンググループとりまとめ(平成29年6月27日)～

1. 検討の経緯

- ◇ 高齢者、障害者数が増加傾向にある中で、障害者権利条約締結（平成26年）を踏まえ、また、東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、共生社会や一億総活躍社会の実現に対する期待が高まっている。さらに、視覚障害者のホーム転落事故の発生等により、バリアフリーのハード、ソフトの両面から対策が急務となっている。
- ◇ また、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議（本年2月）で決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」において、東京オリンピック・パラリンピックに向けた重点的なバリアフリー化とともに、全国のバリアフリー水準の底上げを目指すこととなっており、特に、「バリアフリー法を含む関係施策について、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も入れつつ、平成29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る。」とされているところである。
- ◇ こうしたことから、バリアフリー法及び関連施策について、見直しも視野に入れ幅広く検討するため、本年2月末に本ワーキンググループにおいて見直しを開始したところ。本年3月に設置した学識経験者、障害者団体・事業者団体の代表（26団体）等からなる「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」の議論も踏まえ、見直しの方向性について以下のとおりとりまとめるものである。

2. 基本となる3つの視点

- ◇ 高齢者、障害者等の社会参画の拡大の推進
2020年東京大会のレガシーとしての共生社会の実現、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者、障害者等が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、活躍する機会を確保していくことが重要であり、施策の拡大・充実を実現する。
- ◇ バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携の強化
施設間の乗り継ぎにおいて不便を感じるケースなど、連携が必ずしも十分でない。地域の関係者の連携を促進し、バリアフリーのまちづくりを推進する。
- ◇ ハード・ソフト一体となった取組の推進
現行バリアフリー法は施設整備に重点。ハード面の整備はもとより、これと一体となったソフト面の取組を推進する。

3. 施策の方向性

- ① バリアフリー施策の基本的考え方
・「障害の社会モデル」の理念等を、バリアフリー法体系において反映

① バリアフリー施策の基本的考え方(続き)

- ・観光地のバリアフリー化(地域・宿泊施設のバリアフリー化、情報提供、相談窓口の充実等)を推進
- ・バリアフリー法の適用対象事業者の拡大を検討
- ・バリアフリー情報の見える化を検討
- ・高齢者、障害者等の意見聴取について、バリアフリー法体系において明確化

② 施設設置管理者等の取組促進

- ・交通バリアフリー基準・ガイドラインの本年度中の見直し
- ・2021年度以降の整備に関する目標設定のあり方について、適切な時期に検討を開始(基本方針)
- ・公共交通事業者等が、ハード、ソフト両面の取組状況を対外的に明らかにする制度(統括管理者の設置、推進計画策定、定期報告、公表制度、情報提供等)の導入を検討
- ・優先的に整備すべき道路の重点的な支援、経路選択が可能なバリアフリー化について検討
- ・建築物等個別施設のバリアフリー化について、条例による区域を限った義務基準強化の促進を含め、検討

③ 地域の更なる面的バリアフリー化

- ・市町村による基本構想作成を促進するため、基本構想の作成要件の緩和、複数市町村にまたがる事業の場合等における都道府県の関与の強化等を検討
- ・基本構想を一定期間ごとに評価・見直しする制度について検討
- ・複数の施設設置管理者が関係する交通結節点における施設設置管理者間の連携促進の仕組みを検討
- ・まちづくり施策との連携を促進

④ 心のバリアフリー

- ・公共交通事業者等がハード、ソフト両面の取組を計画的に取り組む中で、更なる職員研修の実施を促進するための仕組みについて検討
- ・交通・観光分野における接遇ガイドラインの本年度中の策定、普及
- ・バリアフリー教室等の啓発活動について、事業者や公共交通の利用者向けの取組を充実
- ・障害者等当事者に対する公共交通の安全な利用に関する啓発活動を推進

4. 具体化に向けて

- ◇ 3. でとりまとめた施策について、事業の実情等に即した実効ある制度設計等を行うため、関係事業者と十分調整を図りつつ、早期の具体化に向け検討を進める。